

東大阪市税及び国保後期滞納管理システム再構築業務
仕様書

令和8年4月

東大阪市

税務部 納税課

市民生活部 医療保険室 保険料課

1. 件名

東大阪市税及び国保後期滞納管理システム再構築業務

2. 本業務の概要

(1) 業務目的

本業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）」に基づき、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を目的とする。

現行の滞納管理システムはパッケージソフトウェアをカスタマイズして運用しているが、新システム移行後は業務プロセスの再構築（BPR）を行い、より効果的かつ効率的な運用を目指すものである。

なお、本市の滞納管理システムは特定移行支援システムに位置付けられ、新システムの稼働は令和 9 年度中を前提としている。

(2) 業務範囲

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 統合滞納管理機能（業務 ID：037）」に規定された機能要件、連携要件、帳票要件に適合するシステムを導入すること。

なお、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」について改版があった場合にはその内容に適合するよう対応すること。

本業務では、ガバメントクラウドの環境構築から、新システムをガバメントクラウド上に導入し、本市で稼働するまでのすべての作業を行うものとする。

(3) 対応標準仕様書情報

対応する標準仕様書については、「地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についての全体バージョン管理（令和 7 年 9 月 30 日時点）」より、「全体バージョン第 5.0 版」への対応を想定している。

- ・業務 ID：037 統合滞納管理
- ・データ要件・連携要件（各論）改定日：2024 年 9 月 30 日
- ・対応標準仕様書版数：第 2.4 版
- ・対応標準仕様書 ID：002006
- ・基準帳票要件：税務システム標準仕様書_滞納管理 4.0 版

3. 契約期間及び利用予定期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和 10 年 1 月 31 日までとする。

(2) 新システム利用予定期間

令和 10 年 1 月から令和 14 年 12 月までとする。

※新システムの本番切替日は令和 10 年 1 月 4 日を予定している。

4. システム要件

(1) 基本要件

新システムは以下の要件を満たすこと。

1. 標準仕様書の要件に適合すること。
2. ガバメントクラウド上で運用すること。
3. 徴収事務全般を網羅し、操作性・快適性を有すること。
4. 保守性・実用性に優れたシステムを導入すること。
5. 全納税義務者・全納付義務者および住民登録外の者を含む全住民を対象にデータ取り込み可能であること。
6. 下記科目を標準仕様書に基づく機能で管理できること。
 - ① 市府民税
 - ② 固定資産税
 - ③ 軽自動車税
 - ④ 法人住民税
 - ⑤ 事業所税
 - ⑥ 国民健康保険料
 - ⑦ 後期高齢者医療保険料
7. 導入部署は納税課および保険料課とし、各課で管轄債権を分けて管理可能であること。
8. 職員異動等に伴う利用端末の追加が容易に可能であり、職員増や端末増によるシステム利用料の増額が発生しないこと。

(2) 機能要件

1. 「共通機能_統合滞納管理_機能要件第 2.4 版」を満たすこと。
2. 「(別紙 1) 本市独自要求要件一覧」の重要度において「必須」の機能について、要件を満たすこと。重要度において「必須」の記載がない機能については、任意で

はあるが、対応することが望ましい機能である。

(3) 帳票要件

1. 「税務システム滞納管理_標準仕様書_帳票要件第 4.0 版」を満たすこと。
2. 「税納付書」については、税総合管理システム (COKAS-i) と同様のレイアウトで納付書を発行できること。
3. 「国民健康保険料」及び「後期高齢者医療保険料」については、国保後期情報システム (WizLIFE) と同様のレイアウトで納付書を発行できること。

(4) ネットワーク要件

受注者拠点からガバメントクラウド拠点間は閉域ネットワークで接続し、システム構築作業を実施すること。なお、本市拠点とガバメントクラウドまでのネットワーク機器等の設定変更に係る作業は本業務の範囲外とする。

(5) 文字要件

新システムの文字セットについては、行政事務標準文字 (以下、「MJ+」という。) への対応を行うこと。また、標準準拠システム間において氏名等の情報連携を行う場合は、MJ+を利用すること。

5. 作業内容

(1) 調査及び準備作業

1. パッケージ説明、業務要件・機能要件確認
2. 移行スケジュール調整、システム方針検討
3. 全体課題確認、ドキュメント作成、納付書等独自帳票作成、EUC 作成
4. プロジェクト管理

(2) 文字標準化・データ移行

1. 設計、文字コード変換
2. データ移行、検証、リハーサル、本番切替対応
3. プロジェクト管理

(3) 環境構築

1. ガバメントクラウド環境構築 (共同利用方式)
2. ガバメントクラウドネットワーク環境構築
3. パッケージセットアップ、バックアップ設定

4. パッケージ設定、端末・プリンタ設定
5. プロジェクト管理

(4) テスト及び検証

1. システム運用検証、負担検証、ユーザ検証
2. 操作研修環境構築、操作研修ドキュメント作成
3. プロジェクト管理

(5) 関連システム連携

1. 連携設計、セットアップ
2. 基幹システムとの連携検証
3. プロジェクト管理

6. 成果物

(1) 提出形式

提出する成果物は事業者書式の各ドキュメントとし、原則電子媒体（Word、Excel、PDF等）で納品すること。

(2) 成果物一覧

1. プロジェクト計画書
2. 要件定義書
3. システム設計書
4. テスト仕様書
5. テスト報告書
6. データ移行・セットアップ仕様書
7. データ移行・セットアップ結果報告書
8. システム管理・運用計画書
9. システム操作マニュアル
10. 作業報告書

7. 作業場所

作業場所は本市と協議の上、情報漏えい等が発生しないように十分なセキュリティ対策を講じた場所で行うこととし、個人情報の持ち出しを禁止する。

8. 機器要件

新システムで使用するクライアント端末、プリンタは、既存の機器端末を使用すること。
なお、既存機器端末のスペックは下記の通り。

クライアント端末情報1（納税課）

種類	内容		
	デスクトップ（※）	デスクトップ（※）	ノート（※）
OS	Windows10Enterprise LTSC	Windows10Enterprise LTSC	Windows10Enterprise LTSC
CPU	Intel Core i5-9500T	Intel Core i5-10500T	Intel Core i5-1235U
メモリ	4GB	4GB	4GB
ストレージ	256GB	256GB	256GB
Web ブラウザ	Internet Explorer	Internet Explorer	Internet Explorer
セットアップ台数	1台	4台	56台

※現行端末がWindows10であり、システム導入時にはOSサポート期限が切れてしまうことから入替を予定しております。しかし、導入予定の端末スペックについて現在未定のため、推奨スペックのご提案をお願いします。

クライアント端末情報2（保険料課）

種類	内容		
	デスクトップ	ノート	ノート
OS	Windows 11 Pro	Windows 11 Pro	Windows10Enterprise LTSC2019
CPU	Intel Core i5-10500T	Intel Core i5-8265U	Intel Core i5-8265U
メモリ	4GB	4GB	4GB
ストレージ	256GB	256GB	256GB
Web ブラウザ	Microsoft Edge	Microsoft Edge	Microsoft Edge
セットアップ台数	46台	33台	6台

プリンタ情報1（納税課）

	内容
製品名	FUJITSU Printer XL-9450E（※）
台数	7台
トレイ数	最大3

（※）現行のプリンタ情報を記載しています。新システム構築期間中に入れ替えを検討しています。

プリンタ情報2（保険料課）

	内容
製品名	Multi Writer 8700
台数	13台
トレイ数	2

9. サーバ要件

（1）設置先

新システムは国のガバメントクラウドに構築し、利用方式は共同利用方式とする。

（2）構築基準

環境構築はデジタル庁発出の「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」に準拠すること。

10. データ連携要件

関連標準準拠システム間の連携要件は、以下の仕様書に準拠するものとする。

1. 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書
2. 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書
3. ファイル連携に関する詳細技術仕様書
4. 統合滞納管理_機能別連携仕様

11. 非機能要件

新システムは「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【1.1版】」の推奨レベルを満たすこと。

1 2. その他

(1) データ移行要件

データ移行にかかる既存システムからのデータ抽出は、本業務の範囲外とする。ただし、既存システムベンダーである富士通 Japan 株式会社を作成したデータ要件に対応し、データ移行を行うものとする。

(2) 適合性確認

新システムの標準準拠システムの適合性確認は本市が実施することとなるが、本市が適合性の確認ができるよう、受託事業者は支援を行うこと。

(3) 利用時間

休日・夜間の納付相談に対応するため、通常開庁時間外のオンライン利用を可能とし、利用時間は、双方協議の上で決定するものとする。

(4) 記載外事項

本仕様書に記載のない事項は双方協議の上で決定するものとする。